

2024年6月号

(2024年6月18日発行)

大阪：〒598-0013 大阪府泉佐野市中町 1-2-4

e-mail：info@senshu-sr.com

HP：<https://senshu-sr.com>

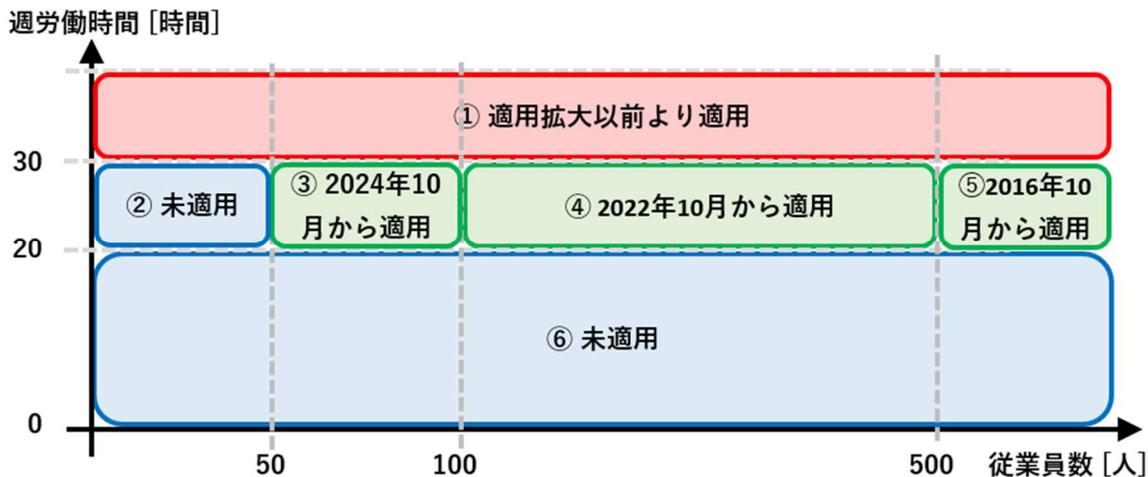
泉州経営協会 静社労士事務所便り

社会保険の加入要件 企業規模要件撤廃の検討

2024年5月14日に開催された、厚生労働省「働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会」では、社会保険の加入要件の一つである企業規模要件の撤廃が検討されました。今回紹介する社会保険の動向が、皆様の会社経営のお役に立てれば幸いです。※過去の事務所便りは、<<https://senshu-sr.com/>>の事務所便りタブよりご覧頂けます。

◆現在の被用者保険

現在の被用者保険（以下、社会保険という）の適用範囲については、法人等の会社の労働者は下図のとおり、
赤色部①：週労働時間 30 時間(※)以上の労働者は社会保険適用
青色部②⑥：週労働時間 20 時間未満や、週労働時間 30 時間未満で従業員 50 人以下の会社の労働者は社会保険未適用
緑色部③④⑤：社会保険適用拡大の部分。週労働時間 30 時間未満であっても、一定の企業規模(従業員数)超、その他要件(週労働時間が 20 時間以上、賃金月額 8.8 万円以上、学生ではない)を満たした労働者は社会保険適用。企業規模 **50 人超は、2024 年 10 月からの適用**になります。
※週労働時間 30 時間：正社員の週の労働時間を 40 時間とみなして、加入要件であるその 3/4 としております。



◆社会保険の企業規模要件撤廃の検討

今回の懇談会では、**青色部のうち②を撤廃(未適用から適用にする)検討**が行われました。企業規模要件撤廃については、2023年12月5日開催された経済財政諮問会議における、全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)について(素案)で、2028年までに実施について検討する取組の一つとして、報告書において**早期に実現を図るべき**とされたことを踏まえて2024年末の結論に向けてとされてもりました。

企業規模要件撤廃により、特にパートを多く抱える卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業等からは、経営への影響が大きいという声が上がっているようですが、本事務所便りが先々の予見性確保の一助になれば幸いです。

厚生労働省懇談会資料：<https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/001253857.pdf>

内閣府改革工程素案：https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2023/1205/shiryo_03.pdf